

# 霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

## — 調査にご協力をお願いします —

市民の皆様には、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

霧島市では、男女が対等なパートナーとして、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な施策を実施しております。

この調査は、市民の皆様の「性別による役割分担に対する意識」等の変化を的確に把握し、本市の男女共同参画施策をさらに推進するために、18歳以上の市民 2,100 人(無作為抽出)を対象に実施させていただいております。

市民の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にお手数ではありますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年8月

霧島市長 中重 真一

### ご記入にあたって

- 1 この調査は、封筒のあて名の方ご本人にご記入をお願いします。
- 2 回答は、この調査票のあてはまる項目の番号に直接○(まる)印をつけてください。  
「その他」あてはまる場合は( )内にその内容を具体的にご記入ください。
- 3 調査は無記名であり、調査結果は数字で統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。ご自身のお考えや実情を、ありのままにご記入ください。
- 4 すべての記入が終わりましたら、お手数ですが、記入もれがないかお確かめのうえ、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、**8月31日(火)**までにご投函ください。

<お問い合わせ先>

霧島市役所 市民課 人権・男女共同参画グループ

TEL:64-0901(直通) FAX:64-0960

メール:[simin@city-kirishima.jp](mailto:simin@city-kirishima.jp)

## あなた自身のことについて

問1 あなたの性別を教えてください。(○印は1つ)

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. 答えたくない

問2 あなたの年代は次のどれですか。(○印は1つ)

- 1. 10歳代
- 2. 20歳代
- 3. 30歳代
- 4. 40歳代
- 5. 50歳代
- 6. 60歳代
- 7. 70歳以上

問3 あなたの職業は次のどれになりますか。(○印は1つ)

- 1. 勤め人(役員を含む)
- 2. 自営業主(家庭内職者を含む)
- 3. 家族従業者
- 4. 主婦・主夫
- 5. その他の無職(学生を含む)

問4 問3で「1.勤め人(役員を含む)」と答えた方へお尋ねします。その仕事は常勤(フルタイム)ですか、非常勤ですか。(○印は1つ)

- 1. 常勤(フルタイム)
- 2. 非常勤(パート、アルバイト、嘱託その他)
- 3. その他

問5 あなたは結婚されていますか。(○印は1つ)

- 1. 結婚している(結婚していないがパートナーと暮らしている場合も含む)
- 2. 離別
- 3. 死別
- 4. 結婚していない

問6 問5で「1. 結婚している(結婚していないがパートナーと暮らしている場合も含む)」を選択した方にお尋ねします。あなたとパートナーのお仕事の状況について教えてください。(○印は1つ)

- 1. どちらも仕事をしている(パートタイム・家庭内職を含む)
- 2. 自分だけが仕事をしている
- 3. パートナーだけが仕事をしている
- 4. どちらも仕事をしていない

問7 あなたにお子さんはいらっしゃいますか。

- 1. いる
- 2. いない

## 男女平等に関する意識について

**問8** 男性と女性は憲法上では平等となっていますが、次にあげる①～⑦の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

質問項目	回答の選択	いる 平等になつて	がある 不平等な点	いえない どちらとも	わからない
① 家庭で	1	2	3	4	
② 職場で	1	2	3	4	
③ 学校(学校教育の中で)	1	2	3	4	
④ 政治の場で	1	2	3	4	
⑤ 法律や制度の上で	1	2	3	4	
⑥ 社会通念・慣習・しきたりの中で	1	2	3	4	
⑦ 地域社会の中で	1	2	3	4	

**問9** 社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○印は1つ)

1. 男性の方が非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている
5. 女性の方が非常に優遇されている
6. わからない

**問 10** 問8で「不平等な点がある」、問9で「1. 2. 4. 5.」のいずれかを選んだ方におたずねします。その主な原因はどこにあると思いますか。(○印は3つまで)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 男女の役割に対する考え方    | 2. 身体的・生理的な差   |
| 3. 男性・女性の性別にまつわる偏見 | 4. 社会的な慣行・しきたり |
| 5. 女性の理解不足         | 6. 男性の理解不足     |
| 7. 法律や制度           |                |
| 8. その他(具体的に:       | )              |
| 9. わからない           |                |

問 11 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが重要であると思いますか(○印は3つまで)

1. 法律や制度面の見直し
2. 女性／男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直し
3. 女性の経済力の向上
4. 女性自身の自覚と知識・能力の向上
5. 女性の政治・職場・社会活動への積極的な参画
6. 企業や政府などの重要な役職への女性の登用
7. 家庭・学校での男女平等教育の充実
8. 職場内での男女平等待遇の徹底
9. 男性の理解や協力
10. 女性の就業、社会参画を支援する施設やサービスの充実
11. その他(具体的に: )
12. わからない
13. 特にない

### 家庭生活について

問 12 「男性は仕事、女性は家庭」というような、性別によって固定的に役割などを分けてしまう考え方がありますが、あなたはどう思いますか。(○印は1つ )

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. 分からない

問 13 問12で「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」と答えた方におたずねします。その理由は何ですか。(○印はいくつでも)

1. 男性は仕事、女性は家事・育児に向いているから
2. 家族を養うのは男性の責任で、子育てや家族の世話は女性の責任だから
3. 子どもの頃からそうした教育をされているから
4. 女性は仕事を持つても不利な条件に置かれるから
5. 男女の役割をはっきりと分ける方が仕事も家庭もうまくいくから
6. 社会全体にそうした風潮があるから
7. その他(具体的に: )

**問14 日常生活における役割分担についておたずねします。**

(1)①～⑧について、あなたの理想とする分担をお答えください。

質問項目	回答の選択	女性が主	男性が主	男女同程度	その他の人	わからない
① 生活費を得ること		1	2	3	4	5
② 炊事、掃除、洗濯などの家事		1	2	3	4	5
③ 育児や子どものしつけ		1	2	3	4	5
④ 子どもの教育方針や進学目標の決定		1	2	3	4	5
⑤ PTAへの参加		1	2	3	4	5
⑥ 家族の介護		1	2	3	4	5
⑦ 近所づきあい		1	2	3	4	5
⑧ 自治会活動への参加		1	2	3	4	5

(2)結婚している方、結婚してはいないがパートナーと暮らしている方におたずねします。

①～⑧について、実際にあなたの家庭では主にだれが分担していますか。

質問項目	回答の選択	女性が主	男性が主	男女同程度	その他の人	誰もしていない	わからない
① 生活費を得ること		1	2	3	4	5	6
② 炊事、掃除、洗濯などの家事		1	2	3	4	5	6
③ 育児や子どものしつけ		1	2	3	4	5	6
④ 子どもの教育方針や進学目標の決定		1	2	3	4	5	6
⑤ PTAへの参加		1	2	3	4	5	6
⑥ 家族の介護		1	2	3	4	5	6
⑦ 近所づきあい		1	2	3	4	5	6
⑧ 自治会活動への参加		1	2	3	4	5	6

問 15 男性が家事、育児などすることについてどう思いますか。(○印は1つ)

- 1. 男性も積極的にする方がよい
- 2. 男性もできるだけする方がよい
- 3. 男性はあまりしない方がよい
- 4. 男性はやるべきでない
- 5. その他(具体的に: )

問 16 問 15 で選択した回答の理由は何ですか。(○印はいくつでも)

- 1. 男性も家事・育児を行うことは、当然である
- 2. 家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる
- 3. 男性自身も充実感が得られる
- 4. 子どもにいい影響を与える
- 5. 仕事と両立させることは、現実として難しい
- 6. 家事・育児は女性の方が向いている
- 7. 妻が家事・育児をしていないと誤解される
- 8. 周囲から冷たい目で見られる
- 9. 男性は、家事・育児を行うべきではない
- 10. その他(具体的に: )

問 17 現在、家庭での高齢者介護は、多くの場合女性が担っていますが、これについてどう思いますか。(○印は1つ)

- 1. 当然だと思う
- 2. 現状ではやむをえない
- 3. 夫や息子など男性も分担すべきである
- 4. その他(具体的に: )
- 5. わからない

問 18 生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についておたずねします。

(1)あなたの希望に最も近いものはどれですか。(○印は1つ)

- 1. 「仕事」を優先したい
- 2. 「家庭生活」を優先したい
- 3. 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8. わからない

(2)それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。(○印は1つ)

- 1.「仕事」を優先している
- 2.「家庭生活」を優先している
- 3.「地域・個人の生活」を優先している
- 4.「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5.「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6.「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7.「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8.わからない

問 19 今後、男女がともに家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
3. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
4. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についての評価を高めること
5. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を充実すること
6. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること
7. 夫婦や家族でのコミュニケーションをはかること
8. 子どもに対して、性別に関わらず家事などを積極的に行うようなしつけや育て方をすること
9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行なうこと
10. 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
11. 特に必要ない
12. その他(具体的に: )
13. わからない

### 地域活動について

問 20 あなたは現在、次のような活動に参加していますか。(○印はいくつでも)

1. 自治会、婦人(女性)会、老人会等の地域団体活動
2. 女性団体や老人クラブなどの団体活動
3. PTA や子ども会などの青少年育成活動
4. レクリエーションや趣味、スポーツなどのサークル活動
5. 市民講座、教養講座などの講座受講
6. ボランティア活動
7. 消費者運動、環境保護運動などの住民活動
8. 政治活動、労働運動
9. 職場や学校のグループ活動
10. その他(具体的に: )
11. 特に何もしていない

問 21 特に、女性が社会活動・地域活動に参画していく上ではどのようなことが必要だと思います

ますか。(○印は3つまで)

※ 参画とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定の過程に加わるという意味です。

1. 女性も積極的に役職に登用する
2. 女性が発言しやすい雰囲気づくりをする
3. 男女が共に参画し、協力し合える活動内容にする
4. 女性の地域活動に対する家族や周囲の理解を促進する
5. 接待や後片付け等を女性の役割としない
6. 女性リーダーを育成する
7. 活動する上で必要な情報を提供する
8. その他(具体的に: )
9. 特に必要ない
10. わからない

### 就労について

問 22 女性の仕事についてのあなたの考えをおたずねします。「①自分の理想」と「②現実」において、あなたの考えに一番近いものは1~7のうちどれですか。なお、男性の場合はあなたのパートナー(いない場合はいると仮定して)についてお答えください。

① 自分 の 理 想	② 現 実	※ 各項目毎に縦に見てお答え下さい (○印はそれぞれ1つずつ)
1	1	結婚や出産後も、ずっと仕事は続ける
2	2	子育ての時期に一時的にやめて、その後はフルタイムで仕事を続ける
3	3	子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける
4	4	子どもができたら仕事はやめる
5	5	結婚したら仕事はやめる
6	6	仕事はもたない
7	7	わからない

問 23 問 22 の「②現実」で、2~6を選んだ方におたずねします。その理由は何ですか。

(○印は1つ)

1. 家事・育児に専念したい(したかった)から
2. 保育施設等が充実していない(いなかった)から
3. 夫や家族の理解が得られない(得られなかつた)から
4. 職場の慣行や雰囲気で仕事を続けることはできない(できなかつた)から
5. 仕事と家事・育児の両立は大変だ(だった)から
6. その他(具体的に: )

問 24 働いている方(パートタイマー、派遣、アルバイトをしている学生も含む)におたずねしま

す。あなたの職場で現在次のような男女格差がありますか。該当するものに○をつけてください。(○印はいくつでも)

1. 同期に同年齢で入社した男女で賃金昇給の差がある
2. 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある
3. 定年の年齢に男女差がある(慣行を含む)
4. 女性は昇進・昇給が遅い、または望めない
5. 女性が結婚や出産を機に退職する慣行がある
6. 女性が長く就労することを歓迎しない雰囲気がある
7. 女性は補助的な仕事に従事する傾向がある
8. お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い
9. その他(具体的に: )
10. 特に男女格差はない

問 25 社会全体として女性が働きやすい状況にあると思いますか。(○印は1つ)

- |              |                   |          |
|--------------|-------------------|----------|
| 1. 働きやすい     | 3. あまり働きやすいとはいえない | 5. わからない |
| 2. ある程度働きやすい | 4. 働きにくい          |          |



問 26 問 25 で「3. あまり働きやすいとはいえない」「4. 働きにくい」と答えた方におたずねします。そう思う理由は何ですか。(○印は3つまで)

1. 女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない
2. 能力発揮の場が少ない
3. 働く場が限られている
4. 育児施設・サービスが十分でない
5. 昇進・教育訓練などで男女に差がある
6. 結婚・出産退職の慣行がある
7. 男性は仕事、女性は家庭という社会通念がある
8. 家族の理解、協力が得にくい
9. 職場や職場の周りの人々の協力が得られにくい
10. セクシュアル・ハラスメントの被害にあうことがある
11. その他(具体的に: )

問 27 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増え

るとどのような影響があると思いますか。(○印はいくつでも)

1. 多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される
2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる
3. 女性の声が反映されやすくなる
4. 国際社会から好印象を得ることができる
5. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる
6. 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる
7. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む
8. 男性の家事・育児などへの参加が増える
9. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる
10. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる
11. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し家計負担及び公的負担が増大する
12. その他(具体的に: )
13. 特にない
14. わからない

### 教育について

問 28 子どもの育て方についてのあなたの考えをおたずねします。(○印は1つ)

1. 男の子だから、女の子だからということを重視して育てる方がよい
2. 性別にかかわりなく子どもの個性を重視して育てる方がよい
3. どちらともいえない
4. その他(具体的に: )

問 29 男女共同参画社会を実現するために、学校教育の場でどのようなことが大切だと思いますか。(○印は3つまで)

1. 心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する
2. 互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する
3. 性別にかかわらず生徒個人の希望や能力にもとづいて、進路指導や職業教育を行う
4. 学校生活で性別により固定化された役割分担をなくす
5. 教職員の男女共同参画意識を高める研修を充実する
6. PTAなどを通じて、男女共同参画意識を高めるための啓発活動を充実する
7. 学校のクラス名簿に男女別名簿でなく男女混合名簿の導入を推進する
8. 女性の校長や教頭を増やす
9. 今のままでよい
10. その他(具体的に: )

### 女性の政策参画について

**問 30** 次の①～④の各分野でその方針や政策を決めるとき、女性の意見はどの程度反映されていると思いますか。

質問項目	回答の選択	十分に反映されている	ある程度反映されている	あまり反映されていない	全く反映されていない	どちらともいえない	わからない
		1	2	3	4	5	6
① 職場で		1	2	3	4	5	6
② 地域社会で		1	2	3	4	5	6
③ 市政・県政の場で		1	2	3	4	5	6
④ 国政の場で		1	2	3	4	5	6

**問 31** 現在、わが国の政策や方針決定過程への女性の参画状況は先進国の中で特に低くなっています。政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由はなんだと思いますか。(○印はいくつでも)

1. 家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担、性差別意識
2. 男性中心の組織運営
3. 女性の能力開発の機会が不十分
4. 女性の活動を支援するネットワークの不足
5. 女性が積極的でない
6. 家族の理解や協力がない
7. その他(具体的に: )
8. わからない

**問 32** 女性の意見を政治や行政に十分反映させるためには、どのようなことが最も効果があると思いますか。(○印は2つまで)

1. 女性議員が多くなること
2. 官公庁での管理職や審議会等の委員など公職に就く女性が増えること
3. 一般の女性の自主的な活動が盛んになること
4. 女性の意見や考え方を聞く機会を増やし、行政もその意見を取り上げるよう努力すること
5. 女性の能力開発の機会を設けること
6. 女性自身の政治への関心を高めること
7. その他(具体的に: )
8. わからない

## 人権・暴力について

次のドメスティック・バイオレンス(DV)についての説明を読んだうえで、お答えください。

ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者からふるわれる暴力をいい、身体的(なぐる、物を投げつける等)、精神的(暴言をはく等)、経済的(生活費を渡さない等)、性的(性的行為を強要する等)行為など様々な形態があります。

問 33 配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者となっています。このような配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について、あなたはどう思いますか。

質問項目	回答の選択	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
① ドメスティック・バイオレンスは人権を侵害する行為である	1	2	3	4	
② どんな理由があっても暴力はふるうべきではない	1	2	3	4	
③ 暴力をふるわれる方にも問題がある	1	2	3	4	
④ 暴力をふるう相手と別れたいのであれば、いつでも別れられると思う	1	2	3	4	
⑤ 暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対策が必要な問題だ	1	2	3	4	
⑥ 夫婦間の暴力であっても、求めに応じて警察や行政の相談機関が積極的に関わるべきである	1	2	3	4	

問 34 現在または過去に配偶者(結婚していないが一緒に暮らしている場合も含む)がいる(いた)方におたずねします。

(1)これまでに、あなたの配偶者(結婚していないが一緒に暮らしている場合も含む)から次の①～③のようなことをされたことがありますか。

質問項目	回答の選択	まったくない	1・2度あった	何度もあった
① なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	
② 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危険がないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	
③ 避妊に協力してくれなかつたり、いやがっているのに性的な行為を強要されたりした	1	2	3	

(2)問 34(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。

① その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。(○印は1つ)

1. ある

2. ない

② 問 34(1)のような暴力を、現在(この1年間を含む)も受けていますか。(○印は1つ)

1. 現在(この1年間を含む)も受けている

2. 受けていない

問 35 あなたの10歳代から20歳代の経験についてお聞きします。結婚している方、結婚したことのある方については、結婚前についてお答えください。あなたは、その当時、交際相手がいましたか。あてはまる番号に○をつけてください。(○印は1つ)

1. 交際相手がいた(いる)

2. 交際相手はいなかつた(いない)

問 36 問 35 で「交際相手がいた(いる)」と答えた方におたずねします。

(1)あなたは、10歳代または20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次の①～③のようなことをされたことがありますか。

質問項目	回答の選択	まつたくない	1・2度あった	何度もあった
		1	2	3
① なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	
② 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害がないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	
③ 避妊に協力してくれなかったり、いやがっているのに性的な行為を強要されたりした	1	2	3	

(2)問 36(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。

その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。(○印は1つ)

1. ある

2. ない

問 37 問 34(1)または問 36(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねし

ます。あなたはこれまでに、配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○印はいくつでも)

1. 家族に相談した
2. 友人・知人に相談した
3. 行政機関(こども・くらし相談センター「にじいろ」、霧島市女性のための無料相談、鹿児島県男女共同参画センター、鹿児島県女性相談センター、福祉事務所、保健所、法務局など)に相談した
4. 警察に連絡・相談した
5. 学校(教師、養護教諭、スクールカウンセラーなど)に相談した
6. 弁護士に相談した
7. 医師に相談した
8. 民間のカウンセリングルームに相談した
9. その他(具体的に: )
10. どこ(だれ)にも相談しなかった

問 38 問 37 で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。

どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(○印はいくつでも)

1. どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから
2. 相談する人が近くにいなかったから
3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
4. 相談しても無駄だと思ったから
5. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
6. 相手に「誰にも言うな」と脅されたから
7. 子どもに危害が及ぶと思ったから
8. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 個人的なことなので、人に相談せずに自分で解決しようと思ったから
11. 担当者の言動により不快な思いをすると思ったから
12. 世間体が悪いから
13. 他人を巻き込みたくないから
14. 他人に知られると、これまでの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができないなくなると思ったから
15. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
16. そのことについて思い出したくなかったから
17. 相談するほどのことではないと思ったから
18. 家族なのだから我慢するよう言われるのではないかと思ったから
19. 相談することによって、自分の望まない結果(離婚・別居など)になるのではと思ったから
20. その他(具体的に: )

問 39 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○印はいくつでも)

1. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
2. 学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
3. 地域で、暴力を防止するための研修会・イベントなどを行う
4. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
6. 警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7. 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8. 加害者への罰則を強化する
9. 暴力を助長する恐れのある情報(雑誌、コンピューターゲームなど)を規制する
10. その他(具体的に: )
11. 特にない

問 40 テレビ、新聞、雑誌、インターネット、コンピューターゲーム等のメディアにおける性暴力

表現について、あなたはどのように思いますか。(○印はいくつでも)

1. 性的側面を強調するなど、行き過ぎた表現が目につく
2. 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
3. 性的犯罪を助長する
4. 過激な表現等、青少年の目に触れやすく配慮が足りない
5. 男女のイメージを固定化することを助長するような表現をしている
6. その他(具体的に: )
7. 特に問題はない
8. わからない

## 霧島市の男女共同参画施策について

**問 41** 男女共同参画に関連の深い次の言葉をこれまで知っていましたか。①～⑫それぞれについてお答えください。

用語	回答の選択			
	言葉も内容もよく知っている	言葉は知っていますが、内容も少し知らない	言葉だけは知っている	言葉も内容も知らない
① ジェンダー(社会的性別)	1	2	3	4
② アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)	1	2	3	4
③ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3	4
④ エンパワーメント	1	2	3	4
⑤ ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	4
⑥ 男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
⑦ 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
⑧ 育児・介護休業法	1	2	3	4
⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3	4
⑩ 霧島市男女共同参画推進条例	1	2	3	4
⑪ 第2次霧島市男女共同参画計画	1	2	3	4
⑫ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	1	2	3	4

※ 用語解説(一部)を調査依頼文の裏面に掲載しています。

問 42 男女共同参画を推進する上で、霧島市にどのようなことを期待しますか。

(○印は3つまで)

1. 市の男女共同参画の施策に係る計画等の見直しを行う
2. 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解・協力についてPRする
3. 男女共同参画に関するフォーラムや講座等の企画・開催
4. 子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる
5. 生涯学習の場における男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる
6. 女性に対する暴力(セクハラやDVなど)の防止や被害者支援に取り組む
7. 政策方針決定の場への女性の参画を進める
8. 職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う
9. 職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める
10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
11. 女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる
12. 地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する
13. NPO等民間団体の連携を支援する
14. 女性のための相談体制の充実
15. 男性のための相談体制の充実
16. その他(具体的に: )
17. 特にない
18. わからない

問 43 男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

～ ご協力ありがとうございました ～

担当課：霧島市市民課 人権・男女共同参画グループ

TEL:64-0901

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、8月31日(火)までに投函してください。

## 用語の解説

### ■ ジェンダー(社会的性別)

社会通念や慣習の中で社会によって作られた「男性像」「女性像」のこと。「社会的性別」は、それ自体に「良い」、「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### ■ アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)

これまでの経験や見聞きしたことと照らし合わせて、あらゆるもの自分なりに解釈するという脳の機能によって引き起こされる「無意識の偏ったものの見方」のこと。

### ■ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

さまざまな分野への活動に参画する機会の男女間における格差を改善するために、個々の状況に応じて行う措置。

### ■ エンパワーメント

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。または、その能力を引き出すこと。

### ■ ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

### ■ 霧島市男女共同参画推進条例

男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日に施行されました。

### ■ 第 2 次霧島市男女共同参画計画

平成 28 年に実施した「霧島市男女共同参画市民意識調査」や本市における現状等を踏まえ、国や県の計画との整合を図りながら、平成 30 年3月に、本市における男女共同参画社会の実現を目指し策定されました。

### ■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に制定され、平成 27 年 9 月に施行されました。これにより平成 28 年 4 月 1 日から、労働者 301 人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。